

【第68条（ストーブ又は煙突の取付掃除業者の届出）】

（ストーブ又は煙突の取付掃除業者の届出）

第68条 ストーブ又は煙突の取付掃除を業としようとする者は、あらかじめその住所、氏名、年齢及び略歴を消防長に届け出て、承認を得なければならない。

※ 改正経過：制定〔昭和26年条例第48号〕、一部改正〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕

【趣旨】

本条は、積雪寒冷地である札幌市において、ストーブ又は煙突の取付掃除を業としようとする者の届出について定めたものである。

本条は、消防機関があらかじめストーブ又は煙突の取付掃除業者の所在地、名称、経験年数、略歴等を把握し、当該情報を管理しておくことで、ストーブ又は煙突の取付掃除業者に対し、法令改正等に係る情報提供や、火災予防上の指導を円滑に行うとともに、万が一火災予防上不適切な行為が発生した場合においては、消防機関が迅速に対応し、場合によっては承認を取り消すことができるようにするために設けたものである。

【解説】

- 届出は、規則第17条に基づき、規則様式20「ストーブ・煙突取付掃除業届出・再交付願書」1部を消防長に提出しなければならない。
- 本条の規定による届出書の提出があった場合、消防長は、次のいずれかに該当するか否かを確認し、該当するに至ったものと認めた場合には、規則様式4に定める「ストーブ煙突取付掃除業承認証」を交付する（規則第13条関係）。
 - 消防長が行うストーブ煙突取付掃除業に関する講習を終了した者
 - 1年以上の実務経験を有する者
 - その他消防長が適当と認めた者
- 2の承認証交付の際、2（2）については、実務に携わっていたことの証明として、経歴書等を添付することが求められる。また、2（3）については、（一財）日本石油燃焼機器保守協会が主催する「石油機器技術管理講習」を受講し、石油機器技術管理士資格認定試験に合格し、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者が該当する。承認を受ける際は、当該資格者証の写しを添付することが求められる。

なお、2（1）について、以前は当局において講習を実施していたが、受講者が激減したこと、当該講習は、石油機器技術管理講習とほぼ同内容であること、石油機器技術管理講習は、北海道においても年に複数回開催されていること、当該講習を受講し、所定の認定試験に合格すれば、石油機器技術管理士資格者証が交付され、石油機器技術管理士として業務に従事できることなどから、平成8年以降は、当局で講習は実施していない。
- 「ストーブ煙突取付掃除業承認証」交付後の注意事項は、次のとおりである。
 - 就業中は、当該承認証を携帯すること。
 - 交付を受けた日から1年ごとに、承認を受けたところからこの承認証の検閲を受けること。
 - 当該承認証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。
 - 当該承認証を紛失したときは、速やかに再交付の手続をとること。
 - 業務上の過失又は火災予防上適当でない行為等があったときは、承認を取り消す場合があること。
- ストーブ又は煙突の取付掃除業全般を廃止する場合には、札幌市消防局予防部予防課への連絡をすること。